

審査基準

基準の名称		
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
大麻草の栽培の規制に関する法律	05-01	第一種大麻草採取栽培者の免許
基準の内容		
<p>「第一種大麻草採取栽培者」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により、都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。</p> <p>同法や関連通知を基に、徳島県第一種大麻草採取栽培者免許事務取扱要領を定め、同要領において第一種大麻草採取栽培者の免許の基準を設定している。</p> <p>基準を抜粋したものは次のとおりで、第一種大麻草採取栽培者の免許の申請をされたい場合は、詳細な基準や提出書類等について、事前に徳島県薬務課に御相談ください。</p> <p>【基準抜粋】</p> <ol style="list-style-type: none">1 法第5条第2項に規定する欠格事由及び覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しない者であること。2 第一種大麻草採取栽培者として必要な経営的な能力、技術的な能力及び知識を有すると認められる者であること。3 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。4 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。5 栽培地又はその近隣に業務上大麻を取り扱う事務所を設け、栽培地や保管施設等と事務作業を行う場所等とを壁や扉等で明確に分離させること。6 管理体制が適切なものであること。7 大麻草の種子等の入手先が明確であり、不正な栽培により得られたものではなく、かつ、政令に規定する$\Delta 9\text{-THC}$の濃度基準値を超えない大麻草の種子等を使用して栽培すること。8 栽培地、施設等には、盗難防止対策等を講ずること。		